

平成 29 年度第 2 学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法基礎	教員名（署名）	名津井 吉裕
-------	---------	---------	--------

〔1〕 次の小問に答えなさい。（配点 30 点。各 10 点）

- （1） 積極的釈明と消極的釈明の違いを踏まえ、貸金返還請求訴訟の被告に対し、裁判所が、消滅時効の抗弁について釈明する場合がどちらに該当するかについて、簡潔に説明しなさい。
- （2） 法定訴訟担当と任意的訴訟担当の関係について、それぞれ具体例を一つ示して、簡潔に説明しなさい。
- （3） 証明度の意義を明らかにし、本証と反証の違いにつき、証明度と関連づけて簡潔に説明しなさい。

〔2〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】 事業者 A と亡妻の間には X および B の二人の子がいたが、A は死亡し、X および B が共同相続した。その後 B が死亡し、B の妻 Y が単独相続したものとして、B から Y への相続を原因とする甲土地の所有権移転登記がされていた。これに納得のいかない X は、甲土地は A の遺産であるから、自分には 2 分の 1 の共有持分権があるとして、Y に対して所有権移転登記（更正登記）手続を求める訴え（以下、「本訴」という。）を提起した。

本訴における X および Y の言い分は、次のとおりである。

〔X の言い分〕 甲土地は、生前に A が D から購入したが、税金対策のため、便宜上 B の名義で登記された。よって、A が死亡した場合、X および B が各 2 分の 1 の割合で相続している。

〔Y の言い分〕 甲土地を D から購入したのは、登記名義が示すとおり B 自身であり、かりに A が売買代金の一部を援助した事実があったとしても、それは B に対する贈与であったと思われる。B と Y の間には子がない以上、B の死亡によって甲土地を相続したのは Y である。

本訴において、甲土地の元々の所有者が D であることについては、X および Y の間に争いはなかった。これに対して、甲土地を D から購入したのは誰か、という点については争点となった。そこで、裁判所は、証拠調べを実施したところ、次のような心証を抱くに至った。

（ア） A が甲土地を D から購入した際、B 名義の所有権移転登記が経由されたが、当時 A には B の所有とする意思がなかった。

（イ） B は、A の事業をよく手伝い、実質的にこれを承継した頃には A の意思が変化し、A が死亡した頃にはすでに甲土地を B に所有させる意思を固めていた。

【問題】 裁判所は、上記（ア）（イ）の心証に基づき、A から B への死因贈与があったも

のと認定し、Xの請求を棄却することができるか。あなたの意見を述べなさい。なお、甲土地の元の所有者がDであるものとして解答すること。

〔3〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。(配点40点)

【事例】 X所有の甲土地(以下、「甲地」という)は、Y所有の乙土地(以下、「乙地」という)と隣接していたが、Yが乙地上に所有する丙建物の一部が、甲地上にはみだし、両地にまたがっていた。Xは、このことをYに対して抗議したが、誠実な対応がなかった。そこで、Xは、Yに対し、甲地上にある丙建物の一部の収去甲地明渡しを求めるとともに、甲地の不法占拠による賃料相当損害金として平成20年5月16日から明渡し済みまでの月額10万円の割合による金員の支払いを求める訴訟(以下、「前訴」という。)を提起した(平成24年5月21日)。裁判所は、Xの甲地明渡し請求を認容するとともに、損害金については平成20年5月16日から甲地の明渡しに至るまで月額8万円の限度で認容する旨の判決をし、同判決は確定した(口頭弁論終結日：平成27年2月10日)。

Yは、前訴判決後も、甲地の占有を継続していたが、Xは甲地の西側隣接地において駐車場を経営しており、甲地についてもいずれは駐車場として利用する予定であることは、前訴提起当時Yも知りうる状況にあった。ところが、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰、固定資産税・都市計画税の増大、甲土地周辺における商業施設の整備等により、甲地の平成28年4月当時における賃料相当額は月額24万円になっていた。そこで、Xは、Yに対し、平成28年1月1日から甲地上にある丙建物の一部を収去し、甲地の明渡し済みに至るまで、甲地を駐車場として使用することによって得べかりし自動車保管料相当損害金と前訴確定判決により認められた賃料相当損害金との差額である16万円の支払いを求める訴訟(以下、「本訴」という。)を提起した(平成29年11月2日)。

【問題】裁判所は、Xの本訴請求をどのように処理すべきか。解答に際しては、事例と同様の事案に関する判例の見解に言及し、その当否を検討した上で、あなたの意見を述べなさい。なお、Xの本訴請求には訴えの利益が認められるものとする。

2018 年度秋冬学期 刑事訴訟法基礎木曜 OH 用問題①

2018 年 10 月 5 日出題

2018 年 10 月 10 日提出締切

(提出は、メール添付か水谷研究室のドアポストに)

次の設例を読んで、問いに答えなさい。

【設例】 会社員である A は、平成 29 年 6 月 20 日夜、残業で遅くなったために終電に乗り遅れてしまった。A は、所持金に余裕がなかったため、タクシーで帰宅することもあきらめて、徒歩で約 2 時間かかる自宅まで歩いて帰ることにした。しかし、歩き始めてから 10 分ほどしたときに、雨が突然降り出したので、やむなく A は近くの「X 商店」の看板がかり、表戸が閉められた店舗の軒先に走りこみ、雨宿りをすることにした。

A が雨宿りをしているところへ、工員風の男 B がやはり傘を持たずに走りこんできたので、A と B は「どこへ帰るのか」、「勤め先はどこか」などと他愛のない話をしながら雨がやむのを待っていた。ところが、この話し声を不審に思った X 商店の店主 X が「店先で不審な話し声がする」と警察に通報したため、警察官 P1、P2 が 6 月 21 日午前 1 時 30 分ころ、X 商店前に赴いた。P1 は、まず B に「こんな時間に何をしているのか」と尋ねたが、B はふて腐れた態度で「雨宿りだよ、見りゃあ分かるだろう」と答えた。すでにその時には雨は小止みになっていたので、不審感を強めた P1 は、今度は A に向かって、「この人は知り合いですか」と B のことを尋ねたところ、「たまたま一緒に雨宿りしただけですよ、この人は近くの Y 鉄工所にお勤めの人で、怪しい人ではないと思います。」と答えた。P1 は、この返答を聞いて、B の勤め先まで答えた A の態度にも疑問を感じたので、こんどは A に対して、「あなたはどこに住んでいるのか、仕事は何か・・・」と質問を続けた。

この間、P2 は A、B が逃げ出したりしないように見張っていたが、B が腰に工具を挿す革ベルトをしているのに気づき、B に対し、「なぜそんな工具を持っているんだ。どっかに忍び込むつもりじゃなかったのか」と声をかけながら、B の腰に手を伸ばして革ベルトを調べようとした。B はこれに立腹して P2 の手を振り払い、A に対し、「妙な風向きになってきた。相手にならん方がいいぞ」と言いつつ、走って逃げだした。P2 はあわてて B を追いかけたが、数百メートル追いかけたところで B を見失い、やむなく X 商店前に戻った。P2 が戻ってきたときには、X 商店の表戸が開けられ、電灯がついていた。その時点で、P2 は A が背広にネクタイ姿のサラリーマン風で外見上不審な点もないことにあらためて気づき、P1 に対し、「もういいだろう」と声をかけ、店先に出てきていた X にも、「この人も退去させますから、それでいいでしょう」と申し向けてその場を収めようとした。

A は「人を呼び止めて罪人扱いしておいて何だ」と怒り出し、前に立っていた P1 の肩口を右腕を突き出すようにして小突き、P1 を転倒させたうえで、「謝れ」と大声をあげた。P1 はこれに対し、A を公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕した。

問い 上記の警察官 P1、P2 の活動の適法性について検討しなさい。

第

問

1. 裁判所がAからBへの死因贈与があったとして、Xの請求を棄却する
ことができる。原告被告の双方において死贈与の事実を主張しているため、
併論主義の第1テーゼとの関係の問題である。OK

(1) この点、併論主義の第1テーゼは、裁判所は当事者の主張している
事実を裁判の基礎としておかなければならないという(人事訴訟法20条前
半(反明事実))。これ、併論主義が適用されるのは主要事実の
みである。正せば、同時事実・補助事実と正せば主要事実の
存在を推認させるという点で同様の機能をもつため、これに併論主義を
適用すると裁判官の自由心証(民事訴訟法(以下法令を略す)247条)
を制約するといふからである。これ、主要事実とは、直接法廷結果の
発生・変更・消滅を定める構成要件に該当する具体的事実という。

この裁判所は、証拠調べの結果明らかになった事実である。当事者
の主張のいずれも判決の基礎としておかない。OK

(2) 本訴訟の争点は、XのYに対する共有持分権に基づき付審判院請求
権としての所有権移転登記(更正登記)を請求する点である。OK
訴訟の争点の要件法上の要件は、①Xが共有持分権を有していること、
②Y名義の登記があることである。これ、①②に該当する具体的事実が
主要事実であり、これに併論主義が適用される。OK

本件は、①が争点にあり、Xは、甲エドはAからBへ贈与した
こと、XはAの子であること主張している。これに対し、Yは甲エドはBが
Dから購入したことを主張している。

裁判所は、証拠調べの結果AからBへの死因贈与があったと
その心証を得ている。AからBへの死因贈与を認定した場合、Xの

第

問

甲エドは共有持分権を有することを主張するに反し、Xの主張は法律
効果を消滅させるものである。したがって、主要事実にある。併論主義
に反し、死因贈与の事実をX・Yともに主張している事実であるから、
裁判所はこれを判決の基礎としておかない。主要

2. この裁判所はAからBへの死因贈与の事実を認めXの請求を
棄却するといふ。OK

3. 本件は、裁判所はYに承明(149条1項)、Yがこれを承明
死因贈与の事実を主張すれば、裁判所はこれを判決の基礎とすることは
できる。本件において、裁判所は承明権を行使すべき。

(1) この点、149条の文意からは、承明権は裁判所の権限に属するとい
える。併論主義を補完し公正に裁判を実現するという承明権の
趣旨に鑑みれば、承明権の行使は裁判所の裁量である。消滅的
承明について裁判所(当事者の主張や申立てが下附事実と一致してい
る承明義務を負う。場合における承明権の行使という)

当事者が主張や申立てしている場合に於ける承明権の行使という積極
的承明については必ず承明義務を負うわけではない。

(2) 本件における承明は、Yが主として所有権の果登を正すものであり
から、消滅的承明にあり、裁判所は承明義務を負う。

(3) したがって、裁判所はYに対して死因贈与の事実について承明を行う
Yがこれを承明すれば、かかる事実を認めXの請求を棄却することができる。

以上

第1 P1の活動の適法性について

1 P1がA、Bに対し、質問を続けた行為について

- (1) P1の行為は、警職法2条1項に規定する職務質問としてなされたものであると考えられる。上記行為は職務質問の要件をみたすか。

ア 職務質問の性質は、任意処分と解される(警職法2条3項)。質問を受けた相手方の自由な意思に基づく協力といえる場合には、許される。また、職務質問は、行政警察活動の一環として、比例原則に則り、犯罪の予防・鎮圧等の目的達成のため「必要な最小の限度」において行われなければならない(同法1条2項)。職務質問を行うためには、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある」こと(不審事由)が必要である。そして、質問の結果、当初の不審が解消されるに至った場合には速やかに質問を終了しなければならない。また、職務質問の対象者は、その意に反して答弁を強要されることはない(同2条3項)。

イ P1は、Xの通報を受け、平成29年6月21日午前1時30分頃、X商店前に赴き、X店舗の軒下にいるA、Bに対し、質問を始めた。P1の質問は「こんな時間に何しているのか」と尋ねたのみで、応答を強制する態様でもなく、Bは不貞腐れた態度であるが、任意に応答し、Aも任意に答えている。P1はA、Bの任意の協力を得て質問を続けており、許される。

さらに、質問を開始したのは深夜であり、雨が小止みになっているのに未だ店舗の店先に滞在していること、AがBと「知り合いではない」と答えたにもかかわらずBの勤め先まで答えた態度から、P1はAやBに対して「何らかの犯罪を犯そうとしている」と疑う相当な理由があると考えたものと解される。また、暗さのためにA、Bの服装などの確認もできず、Aが背広にネクタイ姿のサラリーマン風で外見上不審な点もないことをP1が確認できたのは、P2と同様にXが店舗の表戸を開け、電灯をつけた時点であるといえる。つまり、不審事由が解消されたのは電灯に照らされAの外見を確認できた時点である。

ウ P1らが通報を受けて赴いている経緯からすると、P1が同人らに対し不審を抱いたことは当然であり、この不審を解消するためにA、Bに対し質問を続ける必要があり、質問の時点では解消されるに至っていないため、職務質問の要件をみたすといえる。

- (2) よって、AやBに対し質問を続けた行為も許される。 ok

2 P1がAを現行犯逮捕した行為について

- (1) Aを現行犯逮捕(憲法33条、刑事訴訟法(以下法令名略)212条1項、213条)した

P1の行為は、認められるか。

ア 刑事訴訟法が現行犯逮捕において令状主義の例外を認めた趣旨は、被逮捕者が犯人であることが逮捕者にとって明白なため、司法判断を経なくても正当な理由に基づかない逮捕が行われるおそれが小さいこと、及び直ちに逮捕しなければ犯人が逃亡するおそれが大きいことにある。そこで、被逮捕者が「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者」(212条1項)といえるためには、①被逮捕者が犯人であることが逮捕者にとって明白であること、②実行行為と逮捕の着手との時間的接着性が必要であると解する。

イ Aが公務執行妨害罪における犯人であることは、被害者でもあるP1にとっては明白なことであり(①充足)、Aの犯行の直後に逮捕行為が開始されている(②充足)ことから、Aは「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者」であるといえる。

(2) したがって、P1の現行犯逮捕は適法な行為であり、認められる。 ok

第2 P2の活動の適法性について

1 P2がBの腰に手を伸ばして革ベルトを調べようとした行為について

(1) P2の行為は、職務質問に付随する所持品検査としてなされたものと考えられる。P2の行為は所持品検査として許されるか。

ア 所持品検査は、「口頭による質問と密接に関連」する行為であり、職務質問の効果を上げるうえで必要性、有効性の認められる行為といえることから、職務質問の付随行為として警職法2条1項を根拠に許容される。したがって、任意で行われることが原則である。

しかし、犯罪の予防・鎮圧という行政警察活動の目的を達成するためには、所持人の承諾がなくても、搜索に至らない程度の行為は強制に渡らない限り許される場合があるといふべきである。具体的には、警察比例の原則により、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されると解する。

イ P2の行為は、Bの意思に反して行われているもの、^{定案} Bが逃げ出したため、Bの権利利益を侵害しておらず、強制処分には当たらない。しかし、Bが深夜に店舗の軒先で工具を持っていること、Bが職務質問に非協力的な態度であることから、不審事由を解消するためにBの工具を調べる必要性、緊急性が認められる。さらにBの革ベルトは腰にされており、外側から見えることから、P2の行為によってBの私的領域を害されたとはいえない。つまり、P2の行為によって害されうるBのプライバシーの権利は軽微なものであり、P2の行為は相当なものであったといえる。

(2) したがって、P2の上記行為は、許される。

2 P2がBを追跡した行為について

(1) 職務質問中に逃走した者を追跡する行為が許されるか。

ア 職務質問を受け、所持品の呈示を求められた者が突如逃走した場合に、さらに職務質問をしようとして追跡しただけでは、人の自由を拘束したものとはいえず、適法な行為として認められる。

イ P2が、Bに対し職務質問した経緯は、Xの通報を受け、深夜においてX店舗先に滞留していたことからして「なんらかの犯罪を犯そうとしている」のではないかと不審を抱いたものであり、さらに工具類を所持していたことから「住居に忍び込む」用途ではないかと問いを発して、これの呈示を求めたところBが逃走したものである。逃走したことから窃盗事件を犯そうとしたのではないかと疑念を強くし、停止を求めるためにその跡を追いかけたことは極めて当然の行為であって、適法であるといえる。

(2) よって、P2の上記行為も許される。 ok

以上



具体的
· 怎样?

紧急性？

考察 解法 P_1, P_2 の節の適法性について検討する。

第1. $P_{\text{真}}$. $A \ll B$ に対して 取捨 時間 $\sim 2^{|A|}$ のように $\sim 2^{|A|}$

1. 労働協約問題は、労働法2条1項に基づいて行われるべきもの。

2. $A \times B$ は、午前18時30分より真夜中の時間(12
 雨)が止むまでの状態。これをわがれ可^レ2ト^レ雨降りを
 している。さらに、 A は B の聯端を知っており、2ト
 が正しい関係にあることを示す~~が~~。その
 ことが、2トには「異常な挙動」があるといえる。

また、深淵にも述べられている、信の事柄に「言の声」が聞かれるための、Xが警備に通報しており、「周囲の事情」が「不可逆の犯罪」に「犯せしめ」ていると疑うには足りる相当の理由がある、といえる。

う: レンガで、身体計算問題は適法である。

第2: P が B の月事になるのは 2 華バレットを満月バレット
して行向かうに 強制死分に首たき

1. 新物品検査は、商標登録証の第1項に基く職務
質問に付問題ありきなり。v. 2020

所持品検査は、1ヶ月前から10日間隔で行われる。所持品検査は、1ヶ月前から10日間隔で行われる。

人の発言が必要である。しかし、^{話し手との関係性}~~話し手の状況~~（~~話し手の状況~~）は至らない程度に行うことができる限りでなければならない。
必要性和相当性を有する限り言ふことが出来る。

2. Bは、腰に工具の持ち手を持つベルトを履き、その工具の
 先端に、言語カの家に入り込んで、その言語カがあり、可能性

具体的

1 ページ

④ 前記より、所請品検査の必要生計記のらゆる外規りから

例: B は草バートと言われているが、これはバート
有数のバートであり、 B のバートの数に x である。~~が~~
~~バート相当~~ であるから相当性の記号である。

3. Γ_{exp} と ρ_{exp} の相違の理由を述べてください。

第3. Pipe, Aを道路敷の妨害罪の現行犯として逮捕
した旨の通知を12月12日

1. 現行犯逮捕は、令状主義の例外として刑事訴訟法
(以下法令知照)219条に基いて行われる。

現行の加算要件が定められているための要件は、①要件

さしあがらば「現」は非なり、さしあがらば「現」は非なり、さしあがらば「現」は非なり、(212)

② 藤井の必死性が「ある」(199年, 217頁),
~~その~~「ある」OK

2. (1) ① についても、選択犯であるPに於て、Aに専ら罰せられるべきに本とされているため、~~犯罪~~ Pに於て犯罪と
犯すに明白である。

對於本問題之解決，建議行烟之時間即端所即
接著收工，當然，這是可以的。問題，2125700。(145)。

[illegible]

3. 170000, 现在加建棉口道流, 2000 0k.

2 ページ.

裁判P1は、1. 証拠に基づいて、AからBへの死因贈与が、あると認め
ると認定し、Xの請求を棄却することとできる。

1. 本訴における言争点は、XのYに与える2分の1の甲土地共有
持分権に基づく所有権移転登記手続請求権である。OK

請求原因は、①甲土地の2分の1部分についてXに所有権が帰属して
いること、②甲土地にYの登記が設定されていることとあり、Yは

①を否認している。

2. 裁判P1は、1. 証拠(ア)(イ)から、甲土地をDから贈与した旨はA2
あり、その旨はAからBへの死因贈与であると認定している。しかレ
モXもその旨を主張していない。

そこで裁判P1がAからBへの死因贈与が、あることを認定する
ことは弁論主義に反しない。弁論主義が適用される事件の範
囲の問題である。OK

(1) そもそも、当事者意思の尊重と不意に70%停止という弁論主義の
根拠。不意に70%停止は、言争点の争点に直接関する主要事件に
弁論主義を適用せよと十分である。また、登記手続と不動産の
所有関係、関係事件、補正事件に弁論主義を適用し、自認主義
(247条)を適用することである。そこで弁論主義の適用される
事件の主要事件に限定される。OK

(2) 甲土地についてAからBへの死因贈与が、あるという所有権の
移転は、①に照らし、主要事件である。(抗弁)

(1)に於て、裁判P1は、死因贈与を認定することとできず、
Xの請求を棄却する判決をすることができる。

3. もともと、裁判P1は死因贈与を認定してはならない、~~並~~主張
を請求するYに与えて、和明権(149条)を行使すること

(裁判P1)

(裁判P1)

が与えられる。Yは、Yが死因贈与を主張すれば、その事実を
認定し、Xの請求を棄却する判決をすることができる。

1. 裁判所は、AからBへの死因贈与があったと見て、Xの請求を棄却するべきではない。死因贈与があったと見て、XY双方とも主張し得る事実なので、争論主題に反しないから、問題とはさうか
2. (1) 争論主題としては、裁判における事実の認定について必要と資料の収集が争訟の場への提出が、当事者の「権利」であり、その「責任」であるという原則である。そして、争論主題の第1テーマは、「裁判所は、当事者の主張を主張し得る事実と、裁判の基礎にしないといけない」という原則である。ok

年滿生勤の機能は、経済的自立と自己、社会的自治と自己
 統一の両面から、主として年滿生勤の機能は、不意の障害や不慮
 保障、公正の裁判への信頼確保等が挙げられる。

1. どうかは民事訴訟法におおむねすべし。の事実、争論主義が適用されなければならない。争論主義の第1段階は、主要事実に対して適用され、間接事実は基本的には適用されないとする。したがって、間接事実は主要事実を推認するものとして主張責任の対象とすべし。(第1段階は適用すれば)、裁判官に不自然な判断を強いることにはならない。このように場合には、自由心証主義に反するおそれがある。

F2. 年輪生数の第1-7の道田があるか否かは、主要事
 案2が3か否かに判断可也。ok

(2) 本件において、本訴の訴訟物は、甲土地の2/3の1の共有持分権に基づく所有権排除請求権としての所有権物権登記平権・請求権。8/30^{8/30}の請求原因は、①甲土地の2/3の1の共有持

分権はXは債務にのみあり、②Y名義の甲地地の所有権登記があることである。Dの死後、相続人組
4人
請求原因①により、XはDからAへの売買A死により甲地の甲地地所有権分権の取得を主張している。②、YはDからBへの売買、B死により甲地地所有権の相続により取得を主張している。所有権の取得の経過は、主要事実ありの2年論を被告が適用すれば主張責任が生じる。

A から B への死因贈与が有効な場合所有権の取得の経緯
 は、 X, Y どちらが先取ったか。よって裁判官は、 A からの死因
 贈与を認定し、請求棄却判決を下すことは正しいが原
 則である。

(1) 労働基準を補充するものとして、職務探知基準がある。
職務探知基準とは、裁判に必要な訴訟資料の収集に必要の権限と責任にのりながらのことで、裁判所が必要に応じて補充できることである原則である。

職務探査主義には、秋田権(194条)がある。秋田権とは、事件の内容上必要事項関係せず法律関係上明白な事柄に、当事者は、灯し、事実上法律上の事項について「質問」を提起し、又立証を促す裁判所の権限という。この本問に於て秋田権は行使できず。

(2) AからBへの死因贈与があるという事実は、Xの主張する所有権の移転は異なり、AからBへは所有権が移転して、Bは亡くなった。したがって、所有権喪失の抗弁がある。
抗弁があるから本来はYが主張すべきである。これ、Yは正

これを証明するには、裁判所は、消極的証明として、AがBへの死因贈与が所有事実を主張するよりも、 $P(0.01) < P(0.2)$ である。
その結果、Yが死因贈与の事実について、主張立証すれば、
裁判所は、この事実を認定し、請求棄却をすることができ、OK

[illegible][illegible][illegible]

3/3 ページ

利権(1)

P2が述べたようにBを造ることは職務質問(警察官職務執行法2条1項以下「警職法」といふ)とて違法であるが、検討す。職務質問は、行政上警察活動の一環であるから、対象者の意に反して活動は違法とせざるべし問題となる。

① 何れかの犯罪に犯れ、若しくは犯行に必要の助力に足る相当の理由がある者 又は 既にその犯罪について若しくは犯罪が与えられたという事実について、その犯罪を妨害し、② 幼幼者を犯罪

の~~健康~~~~状態~~に~~いかに~~なり得るかの~~可能性~~がありあさうことを、異常な~~学業~~、~~国~~
~~国の事情から合理的に判断を要すること、~~である。OK
次に、~~健康~~~~状態~~は、~~警職法~~に定めあり。②身体に拘束されたり
被害者の側に反して質問しえらることは禁ぜられる。そして、警

職権主義主張の(犯罪の予防、治安の維持等の目的のために必要、
最小限度の罰を要する、必要に要するが、信託人、寄託人
(?)。本問においては、 $P_1 \neq P_2$ 故、 $A \neq B$ に対して、1つの犯罪主体
を有してはならない。よって、 B は 警職権主義(項)の規

1. 本問では、小雨にたいしてあるが、大雨でもよいと
主張するBが主張したところ、異常な量にあると、深い
土 (時30分)に、他人の家の軒先がはいるところ、その店を

時に判断すべき(④充足)。

ウ。P1とP2は、Bが~~逃走~~の身体を拘束したため、免れた空間を以て追いかける権利がある(④充足)。

エ。P1から見て逃げたBを追いかけるのは、必要かつ相当な限度といえる(④充足)。

以上、犯罪の予防や公安の維持の目的のために職務執行は行われる。したがって、Bを追いかけるのは、この目的のために最低限必要な行為である。もし、追いかけてもBが逃げたままでは何らかの犯罪が行われれば可能になる。

よって、犯罪予防等の目的のために最小限度必要な行為といえる(④充足)。

2番 したがって、P2がBを追いかけて停止させようとした行為は適法である。

第2 P2がBの胸に手を伸ばして事件を調べる行為は、警察官の職務行使として適法か。Bが承諾せずに調べようとしたので問題となる。(強制力に当たらない)

(1) 新商品の検査は職務執行に伴う取扱いと解されるが、警察法第2条(権限の根拠)より、P2が拒否している場合には検査をすることは認められず、承諾が必要といえる。したがって承諾を得られなかった場合、承諾を得られない場合は~~警察官~~新商品の内部を検査すれば即時領域で捜査し、検察に送ることは強制力がないから許されない。また、~~警察官~~

2/5 ページ

新商品検査の必要性、緊急性、これにより警務官個人の利益
と保護されるべき公共の利益との権衡の上にあり、奥付の時
況下で相当と認められる場合に限るべきである。

以上から、本語の場合の新商品検査の適法性を要するは、
①捜査に必要かつ強制ではないこと、②相当な限度内にて
行われていることである。

(c) P. 本問において、PはBの腰に差込ベルトに触れた。これ
により差込ベルトを調べた。この工具は、外から見
ると、Bが、工具を腰に差込むBのプライバシーを侵害すること
はない。強制力も定かでない。

よって捜査にあらずして強制的な検査ではない。(d) 問題
1. Pは、工具を見たと、これに思いつくところであると述べている。
したがってBの工具を調べることは、Bに窃盗や強盗
を犯した可能性がある。したがってBの工具を調べることは、
第三者の生命や身体、最終的には公安を守るためである。
必要性あり

よって相当な限度内で新商品検査といえる。(e) 問題
(2) 問題。

c. Pは、PはBの腰に差込むベルトを検査している。これは
新商品検査として適法である。

第3. PはAを公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕した行為
は適法か。Aを逮捕する必要があり、認められるかが問題は
ない。現行犯逮捕の要件は満たす。

3 / 5 ページ

1.0) 現行犯逮捕は、令状主義の例外である。したがって、犯罪の実行が明白で、かつ、逮捕状の交付を要しないこと、犯人が逃走を企てた場合、緊急性を要する場合に限り許可すると解せらる。

よって、現行犯逮捕の要件は、①現に犯罪の遂行に及んでいる状態に在る対象として(212条1項)、②犯罪の実行が明白であること、③緊急性があること、④必要~~性~~~~がある~~、輕微な事件については、犯人の住居もしくは氏名が不明、または、犯人が逃走を企てた場合(217条)、である。OK

例9. Aは、P1の肩口を右腕で突き出さるゝに小柴を、輕傷とし、「謝せよ」と大声をあげた。

よって公務員であるP1が職務上執行するにあたり、Aには緊急性を要しないが、犯罪の遂行に在る~~こと~~である(①充足)。

1. P1は、Aに於て暴行を要しないこと、現認に於て(②充足)。

7. Aは逮捕を、逮捕状交付を要しない。Aは逃げに及び、よって、緊急性が認められる(③充足)。

よって、公務員執行の暴行は、50日以下の罰金と結果せられる。

したがって、~~217条~~ 20日以下の罰金と現行犯217条の適用は正しい。

しかし、輕微な事件について、逮捕の必要性を交付しないことであるから、暴行致した事件については、必要性の検証には必要とせらるべしである。

結論において、Aの住居もしくは氏名が不明である。よって、

4/5 ページ

逮捕の必要性は認められる。(④充足)。

2. したがって、P1がAを公務執行妨害の罪の現行犯人として逮捕した行為は適法である。OK

以上

5 / 5 ページ

（第 問）

1. 我判りずは、~~主~~ $(P)(x)$ のバネに落込、AからBへの死因贈所が、Tにものと認る

資料所^出、高岡規^等の^{結果}、~~報告~~ (P) の事項を^{より}深^くの基礎とし、

凡の書籍を棄却すべきことが「でも」が問題ではな。OK

2. (1) 対、事件における言語文物は、又の訴訟排除請求権^{として}に基づき、甲以外の
所有権者等が主張する言語文物^とは、共有持分権に基づく。

元々、元々書有本原因事象の発生を不可避とあり、以下の2つを主張証証
 1. 元々書有本原因事象の発生を不可避とあり、以下の2つを主張証証

あふれ、② 甲乙共に、Yが義の所有権を行使せざるに、乙の20
20あふ。

(2) ②に於ては問題と記載の通り、 P から A へ相対速度(原因)が甲地の $\frac{1}{2}$ で移動する。時刻を t としておくと、 P の問題ではない。

よって①に700円限額納付。①の中身(DAE貯蓄・DA売買)

a. x の主成分は、 V から A の基底が与えられ、恒等地定義は成り立つ。 B の定義は恒等式に過ぎないため、 A の基底が A の基底により、 x と y が異なる相対性を示す。このため、自己の成分の基底が基底に与えられる。

b. 一方、Yの主張は次の通りである。競争は効率的であるに、だからBへの売買が
あり、Bが死にたいにしたい、甲は地を相続したことは、Yである。このため、
甲は地を相続した。自己に死にたい願望があることを主張する。

C. この5か所内所有の意見はしい違ひがあり、よは7の0の空張りに2、店記

27 この二から、 λ の主張真実と λ の主張は論理的に両立可能、 λ は
作業に必要であると示される。

（第 問）

d. $\text{LOI} \neq \text{A}$ A の所有権が帰属しないので LOI の所有権が帰属しないから。

(3) ²⁰⁰⁵「 ρ 」統制を主要な理由の1つにせせらわす、飛騨が「 ρ 」に証明されたに事負

7例、だからAへの配置が α 個に等しい、AからBへ死因異動する基が β 個所有種
和の α 個が α 個、~~先程の β 個を α 個と見做す~~という事項に基が、2本を β 個の
基と見做す α 個と β 個とが α 個の問題に基が。

[illegible][illegible]

b. 2の第1(原則)とは、我々が何は、当事者の主張に必要とされる資料
と認めることにより得られるという原則である。

[illegible]

C. このことから、「お」を省略して「いふ」と「お」が「いふ」の成立の要因とみられる。

3. よう、我々1人は、上記(?) (r) の主張に基づき、AからBへの死因見当とか

(第 問)

1	金銭主義(憲法30条1項)の例外が認められていないのは、Aに明白
2	あり、憲法30条1項の例外が認められていないのである。
3	(2) 2で、現行犯逮捕が認められるためには、(1)「現に犯罪を犯し、又は現に
4	犯罪の疑いがある者」(2)「(1)条1項」が必要である。①と
5	(2) 2を要件についてみると、まず、公務員が職務上被害者となるが問題と
6	する。これについて ① 公務員が職務上被害者であり、② この活動に際して、定
7	以上の権利の行使を行えば、上記に犯罪が成立する。
8	これについて、憲法30条1項に使用した工具を降下して、Pに投げ、所持
9	品を奪取する行為が職務上被害者となることについては、立派な通り道法であると
10	いう(①充足)。次に、AはPの肩口を右腕で突くようにして突く、
11	Pは受けて倒れているため、権利の行使を認められる(②充足)。
12	(3) 2の2から公務員が職務上被害者となること、Aは現に犯罪の疑い
13	があるから、(1)にいうとおり、現行犯逮捕は認められる。
14	3. 以上のことから、 ^{Aの} AD現行逮捕は適法といえる。
15	第4. 5. 2. P1P2の活動は、すべて適法であるといえる。
16	
17	以上。
18	
19	
20	
21	
22	
23	

(第 問)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

第 問

において与えはよいとされる。対象者を停止させる方法としては必要かつ
~~最小限~~ 相当な行為であれば有刑力の行使も認められる。

(3) 本件において、 P_2 が B を追いかけたのは職務質問をするため
に停止を求めたからである。また追いかけた行為についても
目的達成のための必要最小限度の行為である。ゆえに、 P_2 が
 B を追いかけた行為は違法ではない。

4. (1) P_1 が A を公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕している。この
ことは適法か、以下検討する。

(2) 憲法33条が「令状によらなければ逮捕されまい」と規定しているの
は、現行犯として逮捕される場合を除く。現行犯とは、現に
罪を行い、又は現に罪を行いつ終った者であり(212条1項)、現行犯
人は何人でも逮捕状なくして逮捕することができる(218条)。つまり現
行犯逮捕は令状主義の例外である。そして「現に罪を行い、又は
罪を行いつ終った人」の要件として①犯罪の存在および被逮捕者
の犯人性が明確に認められること②犯人と逮捕者との時間
的密着性が認められる必要がある。さらに現行犯逮捕が
令状主義の例外である理由として緊③緊急性も必要である。
①については、必ずしも犯行のまたは犯行の終了を確認していな
くとも、現場や被害者の身体、衣服の状況、被逮捕者の挙動など
客観的事実の認識でも足りる。また③については、逮捕を緊急
に行わなければ犯人に逃走のおそれがあることなどが挙げられる。
以下本件について検討する。

(3) 本件において、①について公務執行妨害罪は A と P_1 の間で起

第 問

きおり、 P_1 は犯行現場を確認している。ゆえに、①犯罪の存
在および被逮捕者の犯人性は明確に確認していると認める
(①充足)。②について、 P_1 は、 A が公務執行妨害を逮捕した
まを行ってすぐに現場で逮捕している。ゆえに②犯人と逮捕との
時間的密着性が認められる(②充足)。③について、 A は、 P_1 に左
腹におり、 P_1 を転倒させ、大声をあげたが、この様子から A が逃走する
ような要素は見受けられない。ゆえに逮捕に緊急性はなからと
認める(③充足)。以上のことから、 P_1 が A を現行犯逮捕したことは
適法である。

以上

民事訴訟法

(第 問)

問2

1. 裁判所は(上記)の(1)の心証に基づき、AからBへの死因贈与があったものと認定し、Xの請求を棄却することができるか、以下検討する。本件において

争点

2. (1) 争点訴訟物は甲土地共有持分権に基づく所有権移転登記請求権である。そして所有権に基づく訴訟においては、所有権の得喪・移転という法律効果を発生を判断するのに直接必要な事実はすべて主要事実である。

(2) 本件においてXが主張しているのは甲土地が①甲土地がD所有であったこと②D所有であった土地をAが購入したこと、③甲土地をXとBで2分の1の割合で相続していることである。それに対しYが主張しているのは①甲土地がD所有であったこと②D所有であった甲土地をB自身が購入したことである。それに対し裁判所は①Aが甲土地をXとBの両者ともに①の事実に基づいて争いがなかった。それに対し裁判所は②DからAが甲土地を購入したこと③当時AにはBの所有とする意思はなかったことがB名義で所有権移転登記をされたこと④その後Aの意思が変化しAからBへの死因贈与に至ったという心証を抱いている。この心証は裁判所の心証である⑤⑥は、当事者であるXとYどちらも主張していない事実である。この⑤⑥心証によってXの請求を棄却することはできるか。

(3) この点、新訴訟法第174条により裁判所は当事者が主張していない事実について判決の基礎にできない。

(第 問)

当事者が主張していない事実について心証形成の結果その事実の存在につき裁判所が確信を抱いていないことにも事実とは認定することはできない。

(4) 本件において裁判所の抱いた心証の⑤⑥は当事者が主張していない事実であるから事実とは認定することはできない。以上のことから、裁判所は上記(2)(1)の心証に基づきAからBへの死因贈与があったものと認定することはできず、Xの請求を棄却することはできない。

②③が主要事実(争点)であること 以上

第 問

1. 警察官 P₁, P₂ の活動の適法性について以下検討する。
2. (1) まず、警察官 P₁ (以下 P₁) が A と B に対して職務質問 (警職法 2 条 1 項) を行っている。このことは適法であるが、以下検討する。
 - (2) 職務質問は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知られていると認められる者 (以下「対象者」) を停止させて質問 問することができる。以下本件について検討する。
 - (3) 本件において、警察官 P₁ が AB に対して職務質問したのは、その現場 である X 商店の店主から「店先で不審な声がある」という通報があり、駆けつけにうづ AB が現場にいたからである。また、 また AB が X 商店の裏倉庫先にいたのは雨宿りのためであって、職務質問時点では小休止みになっており、警察官が「何をしているか」という質問に雨宿りであると答えたことは P₁ に不審感をもたせた。また 以上の事情から、AB が 異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断し、P₁ が AB に対して何らかの犯罪を犯そうとしていると足りる相当な理由のある者にあけると判断したことは妥当である。ゆえに、P₁ の職務質問は適法である。
3. (1) 次に警察官 P₂ (以下 P₂) が B に対して所持品検査を行なったことは適法であるが、以下検討する。
 - (2) 所持品検査は、警職法 2 条 1 項より職務質問に付随した行為として、認められている。また、原則としては承諾 木曜の承諾が必要であるが、(例外的に承諾を必要としない場合も存在する。具体的に、

第 問

1. 銃 銃砲 刃 剣 類 所持 等 取締 法 24 条 の 2 より「銃 銃砲 刃 剣 類 を携帯し、又は運搬している」と疑うに足りる相当な理由のある者 (以下「対象者」) について「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断し、他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、疑われる者を提示させ、又はそれが隠されていると疑われるものを開示させて調べる権限が認められている。以下検討する。銃 銃砲 法 は 言 い き む ……」
- (3) 本件において、P₂ は、B が 腰 帯 に 工 具 が 挿 入 した 状態 を 検 査 する こと を 行 っ て お り、これが銃 銃砲 刃 剣 類 所持 等 取締 法 24 条 の 2 の「銃 銃砲 刃 剣 類 を携帯し、又は運搬している」と疑うに足りる相当な理由のある者に B があにると解し、B に所持品検査として B の承諾なしに工具を開示させようとした。つまり、ここで P₂ が B に所持品検査を行っていいことは、適法である。しかし、P₂ は B が立腹したために所持品に手をふれることもなかった。この場合 P₂ は、華 刀 等 工具を外觀から見ただけにすぎず、外觀から見えるものは「フライング」を侵害しているとはいえないため、所持品検査とはいえない。ゆえに P₂ は B に所持品検査を行っても適法であるが、所持品検査は行っていない。
3. (1) P₂ が B が職務質問中に逃げたことについて適法であるが、以下検討する。
 - (2) 警察官は、職務質問をするためにその対象者を停止させることができる (警職法 2 条 1 項)。P₂ が B を追いかけることはこの職務質問中の対象者を停止させたことにある。職務質問の停止は、比例原則に則り、最 目的達成のための必要最小限度